

令和2年度

第1回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第1回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月8日(水) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

欠席委員 1人

9番 石井利和

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番 武藤 晃

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席委員 1人

2番 石井喜美江

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2 件
議案第3号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1 件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1 件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1 件
議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1 件
議案第7号	令和2年度第1次農地利用集積計画の決定について	4 件
議案第8号	市川市都市計画審議会委員の推薦について	
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	41 件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1 件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1 件
報告第4号	農地の現況等に関する回答について	1 件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3 件
報告第6号	令和元年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果	

6. 農業委員会事務局職員

局長 飯塚 浩一

次長 舘野 裕之

副主幹 本多 浩章

副主幹 田中 恒平

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和2年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、石井利和委員、石井喜美江推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の舘野次長、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いを、お願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第8号までと、報告第1号から報告第6号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和2年3月25日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は241平方メートル外2筆で、合計面積は1,050平方メートルの内、1,106.12平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、令和2年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、二俣小学校の西側、おおむね300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンパネによる土留を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、敷地内の埋立等を行わず、整地後転圧し、砂利敷きにして、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>汚水、雑排水はありません。</p> <p>駐車台数につきましては、大型ダンプや重機等14台を予定しているとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p>

議 長	<p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、船橋市に居住する不動産賃貸業を営む方で、市内に本店を置く残土の処分等を主に行う法人からの要望により申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、許可後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がわかりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p>

各 委 員	<p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、2件でございます。</p> <p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和2年3月24日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして5ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和2年3月25日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、外10筆で、合計面積は6,099平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車輛置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、令和2年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1) ですが、申請地は、東国分中学校の北側、概ね130メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、コンクリート板柵土留を設置し、土砂等の流出を防除します。</p> <p>また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>(2) の申請地は、信篤小学校の東側おおむね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、既設のコンクリート土留めの流用と、鋼板土留め及びコンクリート土留めを設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1) ですが、譲受人は、市内に本店を置き、主に解体業を営むことを目的とする法人です。

申請地は、譲受人が所有する隣接の既存施設が手狭になり、資材置場の拡大が必要となり、譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、2020年5月15日から2020年7月22日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(2)ですが、譲受人は、江戸川区に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。

申請地は、譲受人の事業拡大に伴い、大型トラックを50台ほど増車することとなり、新たな車輛置場が必要で、今回譲っていただけるとのことから申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施さ

	<p>れていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、着工後60日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、</p> <p>(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の7ページをお願いいたします。</p> <p>申請は、令和2年3月25日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は2か所あり、1か所目は国分で、地目は畑、面積は1,586平方メートルです。</p> <p>2か所目は中国分で、地目は畑、面積は991平方メートルです。</p> <p>区域区分は、いずれも市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、同じく第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>現地調査は、令和2年3月31日に農地調査班第1班の委員と区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地、国分は国分小学校の西側、概ね350メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>申請地中国分は中国分小学校の南側、概ね300メートルに位置しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数について、国分は20区画を予定し、中国分については、15区画を予定し、一区画当たり、概ね10坪から35坪となっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影</p>

	<p>響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり一万円から三万五千円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、口頭及びチラシによる一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病虫害の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p>

	<p>それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 3番	<p>貸付をするのにトイレとか手洗い場を設置しなくてもいいのか？</p>
事務局	<p>特定農地貸付法では、耕作に要するもの以外は設置出来ません。 市民農園法ですとトイレ等の設置は可能ですが、特定農地貸付法では設置は不可能でございます。</p>
議長	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>令和2年3月18日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議席 6番</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は、第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年3月30日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、下貝塚中学校の北西側に位置した露地畑3筆、面積2,021平方メートルと、大野小学校の北西側に位置した梨畑1筆、面積1,500平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったことから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>故障を発症するまでの農業従事日数は、年間300日で農家基本台帳により確認いたしました。</p> <p>このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、お諮りいたします。</p> <p>願出のとおり「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和2年3月18日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。</p> <p>対象となる特例農地は、大野町1丁目および下貝塚2丁目の農地9筆で、合計面積は8,155平方メートルのうち8,139平方メートルです。</p> <p>地目は「畑」及び「山林」ですが、現況は「梨畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和元年7月2日でございます。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席 6番	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年3月30日に第3班と地区担当の農地利用適格化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と願出人及び長男夫婦の4名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、大野小学校の北西側に位置した梨畑2筆、2,674平方メートルと、下貝塚中学校の北西側に位置した梨畑7筆、5,465平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、お諮りいたします。</p> <p>願出のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者として証明することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。

議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、1件ございます。</p>
事 務 局	<p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年2月28日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>確認依頼のあった特例農地ですが、地目「畑」、3筆、合計面積は4,853.6平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>市川税務署から求められている確認事項は、特定農地について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら所有し、自ら農地として使用している 2. 自ら農地として使用していない 3. 譲渡等により、所有していない <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席 6番	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。</p> <p>今回は、平成13年4月に「相続税の納税猶予の適用」となりました特例農地について、令和2年3月30日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で現地調査を行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、柏井町4丁目の農家の方で、場所は、柏井公民館の北東側に位置した畑です。</p> <p>現況はハウス栽培を行っており適切に肥培管理されておりました。</p> <p>このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、お諮りいたします。</p> <p>調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「自ら農地として使用」と、回答することに決定いたします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>次に、議案第7号「令和2年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」、4件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第7号 「令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページから14ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年3月18日付けで、市川市長より令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）が、4件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく、第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 6番</p>	<p>議案第7号「令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和2年3月30日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、4件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>1番から4番まで、借り手の方はすべて大野町2丁目在住の方です。</p> <p>1番は、大野町4丁目在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、大野町4丁目の「小川再生親子ふれあい農園」の南側に位置した田3筆、現況は「蓮田」でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>面積は、614平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>つぎに2番ですが、曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、「小川再生親子ふれあい農園」の北側に位置した田4筆、現況は「水田」でございます。</p> <p>面積は、1,646平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>つぎに3番ですが、南大野3丁目在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、「大野駒形大神社」の西側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,598平方メートルのうち693平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に肥培管理されておりました。</p> <p>つぎに4番ですが、大野町4丁目在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、「小川再生親子ふれあい農園」の東側に位置した田2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,050平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に肥培管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和2年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
------------	--

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「令和2年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」、1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、3番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、4番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。
事 務 局	次に、議案第8号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	<p>議案第8号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いします。</p> <p>市川市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、令和2年3月30日付けで、市川市長から、農業委員会会長あてに、次期都市計画審議会委員の推薦依頼がなされたものがございます。</p> <p>推薦依頼人数は1名、任期は、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間でございます。</p> <p>なお、現在は、石井利和会長職務代理者が指名推薦により、都市計画審議会委員となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
各 委 員	<p>ただ今の説明のとおり、前回は、指名推薦により、石井利和会長職務代理者が選ばれております。</p> <p>今回も、指名推薦により決定することに致したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p> <p>異議なしということですので、指名推薦と致します。</p> <p>指名したい方がおられましたら、ご発言をお願いします。</p>

議席 1 番	石井利和会長職務代理者を推薦します。
議 長	<p>ただ今、石井利和会長職務代理者を推薦するのご発言がございました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>石井利和会長職務代理者を市川市都市計画審議会委員に推薦することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」とのことでございます。</p> <p>石井利和会長職務代理者、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、市川市都市計画審議会委員に、石井利和会長職務代理者を推薦することに決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、3月の事務局長専決分が、41件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご報告いたします。</p> <p>議案の16ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条及び第5条の届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、令和2年3月2日から同年3月30日までに届出がされたものであり、</p>

<p>議 長</p>	<p>農地法第4条の届出は、14件、26筆、6,820.18平方メートル、第5条の届出につきましては、27件、49筆、11,122.73平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、41件、75筆、転用面積は、17,942.91平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、17ページから25ページまでの記載のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案の26ページをご覧ください。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地は、柏井町の畑1筆、面積は2,169平方メートルとなっており、令和元年12月31日に合意解約がなされ、令和2年3月4日付けで農業委員会に合意解約の通知書が提出されたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。 議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年3月11日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、原木の1筆、面積は66平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和62年6月16日に、農地法第5条に基づき、「住宅」として転用届出を受理しております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年3月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「農地」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「農地の現況等に関する回答について」、1件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第4号「農地の現況等に関する回答について」、ご報告いたします。 議案の28ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年3月4日付けで、東京国税局から滞納処分の必要があることから照会がありました。</p> <p>土地の所在は、大野町の1筆、地目は「畑」、面積は94平方メートルで、</p>

	<p>市街化調整区域に位置しております。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年3月9日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものがございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「農地」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の29ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、令和2年3月2日、3日及び10日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第6号「令和元年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」について、事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第6号「令和元年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」についてご報告いたします。</p> <p>議案の30ページをお願いいたします。</p> <p>昨年度、実施しました遊休農地の利用状況調査結果から利用意向調査が必要な者に調査を行った結果を報告するものです。</p> <p>回答者は13名で、②「自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定もしくは移転を行う」が2名、3筆、③「自ら耕作する」が5名、8筆、④「その他」が3名、3筆となっております。</p> <p>なお、未回答者は3名でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、令和2年度 第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 岡本 好夫

委 員 石田 まさ子
